

適正化だより

23

適正化だより

～今後のGマーク取得のために（No. 2）～ 運行管理体制をチェックしてみよう！

これからの貨物自動車運送事業は、今まで以上に“安全性”の視点から優良な事業者が選ばれる時代です。

Gマーク（安全性優良事業所）を取得するには、事業場内での日々の取り組みが大切です。巡回指導で指摘が多い項目を知り、ご自分の事業所をチェックすることで事業所内のレベルアップを図っていきましょう。

今回は、アルコール検知器義務化による「運行管理規程と点呼記録簿」をみてみましょう。

アルコール検知器が義務化されたことで……

点呼時の使用が義務化されたことで、事業所の運行管理規程を見直す必要があります

運行管理規程を見直した例

- 〇〇条 点呼の実施
管理者は、品位と規律を保ち、厳正な点呼を行うものとする。
2 酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うものとする。
3 勤務その他の事情により管理者が点呼を……………

- 〇〇条 乗務開始前点呼
管理者は、乗務を開始する運転者に対し、運行の安全を確保するため……………
2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、……………
(1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
(2) 点呼日時
(3) 点呼の方法
イ アルコール検知器の使用の有無
ロ 対面でない場合は具体的方法
(4) 酒気帯びの有無
(5) 運転者の疾病・疲労の状況
(6) 乗務する車両の登録番号又は識別できる……………（略）

- 〇〇条 乗務途中の点呼
管理者は、乗務途中の点呼を行った場合は、次に掲げる事項を具体的に記録し、……………
(1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
(2) 点呼日時
(3) 点呼の方法
イ アルコール検知器の使用の有無
ロ 具体的方法
(4) 酒気帯びの有無
(5) 運転者の疾病・疲労の……………（略）

- 〇〇条 乗務終了後点呼
管理者は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号により対面（運行上……………
2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、……………
(1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
(2) 点呼日時
(3) 点呼の方法
イ アルコール検知器の使用の有無
ロ 対面でない場合は具体的方法
(4) 酒気帯びの有無
(5) 車両、道路及び……………（略）

- 〇〇条 アルコール検知器の有効保持
管理者は、アルコール検知器を常時有効に保持するものとする。

適正化だより

アルコール検知器の使用義務化により、点呼記録簿の記録項目が変わっています

※ 点呼記録簿に記録しなければならない項目

乗務前点呼	乗務途中(中間)点呼	乗務後点呼
① 点呼執行者名 ② 運転者名 ③ 事業用自動車のナンバー又は記号等 ④ 点呼日時 ⑤ 点呼方法 ・アルコール検知器使用の有無 ・対面でない場合は具体的方法 ⑥ 酒気帯びの有無 ⑦ 運転者の疾病、疲労の状況 ⑧ 指示事項 ⑨ 指示事項 ⑩ その他必要な事項	① 点呼執行者名 ② 運転者名 ③ 事業用自動車のナンバー又は記号等 ④ 点呼日時 ⑤ 点呼方法 ・アルコール検知器使用の有無 ・具体的方法 ⑥ 酒気帯びの有無 ⑦ 運転者の疾病、疲労の状況 ⑧ 指示事項 ⑨ その他必要な事項	① 点呼執行者名 ② 運転者名 ③ 事業用自動車のナンバー又は記号等 ④ 点呼日時 ⑤ 点呼方法 ・アルコール検知器使用の有無 ・対面でない場合は具体的方法 ⑥ 酒気帯びの有無 ⑦ 運転者の疾病、疲労の状況 ⑧ 指示事項 ⑨ その他必要な事項

- (1) アルコール検知器使用の有無とは……………点呼の際にアルコール検知器を使用したか否かのこと
(2) 酒気帯びの有無とは……………運転者の顔色・呼気の臭い・声の調子などをみてどうだったかのこと

- (ポイント)
※ 点呼記録簿に上記(1)、(2)に相当する項目が無ければ、様式に項目を追加してください
※ アルコール検知器を使うのは「乗務前点呼」だけではありません。
【「乗務途中(中間)点呼」、「乗務後点呼」においても使うことが義務づけられています】

(様式例)

点呼記録簿

		平成 年 月 日() 天候	
		統括運行管理者 運行管理者 補助者	
会社名		支店	
運転者名 (車両番号)	乗務前点呼	乗務途中(中間)点呼	乗務後点呼
	点呼日時 対面 TEL その他	点呼日時 対面 TEL その他	点呼日時 対面 TEL その他
	点呼方法 有・無	点呼方法 有・無	点呼方法 有・無
	アルコール検知器の使用の有無 有・無	アルコール検知器の使用の有無 有・無	アルコール検知器の使用の有無 有・無
	酒気帯びの有無 有・無	酒気帯びの有無 有・無	酒気帯びの有無 有・無
	運転者の疾病・疲労の状況 有・無	運転者の疾病・疲労の状況 有・無	運転者の疾病・疲労の状況 有・無

(注) 良……………○
否……………×として、記事に書く

1年間保存すること
(無断複写複製禁止します)

適正化だより

～今後のGマーク取得のために (No.3)～ 運行管理体制をチェックしてみよう！

これからの貨物自動車運送事業は、今まで以上に“安全性”の視点から優良な事業者が選ばれる時代です。

Gマーク（安全性優良認定事業所）を取得するには、事業場内での日々の取り組みが大切です。

巡回指導で指摘が多い項目を知り、ご自分の事業所をチェックすることで事業所内のレベルアップを図っていきましょう。

今回は、先月号に続いて、巡回指導でも指摘が多い「点呼」についてみてみましょう。

点呼を適正におこなうために・・・

1. 点呼ができるのは、「運行管理者または補助者のみ」です。

（事例1）

貨物自動車運送事業者は、運行管理の経験が3年以上あり、運行管理者一般講習を受講している者を運行管理補助者に選任し、運行管理者が不在になる時間帯に点呼を行わせた。

この場合、補助者の要件が不備なため、補助者に選任することはできません。補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼は、「点呼を実施していない」とみなされます。

（ポイント）

※平成22年4月の安全規則改正により、補助者の要件が明確化されました。

＜補助者の要件＞

- ・ 貨物資格者証取得者
- ・ 旅客資格者証取得者
- ・ 自動車事故対策機構が行う基礎講習の修了者

基礎講習（3日間）は開催時期が、例年決まっていますので、計画的に受講させ、有資格者を育てておくことが大切です。

※補助者が点呼を行う場合でも、全点呼回数の1/3以上は、運行管理者が行う必要があります。

※運行管理者が事業用自動車に乗務する際は、他の運行管理者または補助者による点呼を受けなければなりません。

自分で自分を点呼することはできません。

※行政処分となった場合、「点呼の未実施」は「点呼の記録無し・点呼記録の保存無し」の違反も問われ、違反点数が加算されていきます。

適正化だより

2. どのタイミングで点呼を行いますか？

間違えると「点呼未実施」と判断されることがあります。

（事例2）

営業所と車庫が離れているため、運転者はまず営業所に出勤し、運行管理者の対面点呼を受けた後、車庫に向かい、日常点検を実施して運行を開始した。

この場合、点呼不適切になります。

乗務前点呼の場合、運転者から

- ① 酒気帯びの有無（アルコール検知器の使用を含む）
- ② 疲労、疾病等で安全運行することができないおそれの有無
- ③ 日常点検の実施と確認

について報告を求め、その状況を確認したうえで、安全運行のための指示を行うことになります。

（ポイント）

※上記①、②、③の項目全てについて、報告を受け確認することで、初めて「乗務前点呼」として成立します。

（事例3）

営業所と車庫が離れているため、運転者は車庫に出勤し、担当する車両に乗車し、営業所に向かい、営業所において運行管理者の対面点呼を受け、運行を開始した。

この場合、点呼をせずに出庫したことになります。

「担当する車両に乗車し、営業所に向かい・・・」の部分が問題になります。

「点呼を行う前に、すでに運行を開始した」とみなされ、「点呼未実施」が適用されます。

（ポイント）

※これから乗務しようとする運転者に対して行うことで、初めて「乗務前点呼」として成立します。

点呼は、営業所にて対面で実施することが原則



営業所と車庫が離れている場合、

運行管理者（補助者）が車庫に赴き、対面点呼を行うことが必要です。

（アルコール検知器を車庫に持参または備え置くことも忘れずに！）

点呼のタイミングが適正に行われているか一度、チェックしてみましょう！

適正化だより

～ Gマーク取得のために (No. 5) ～ 運行管理体制をチェックしてみよう！

これからの貨物自動車運送事業は、今まで以上に“安全性”の視点から優良な事業者が選ばれる時代です。Gマークを取得するには、事業所内での日々の取り組みが大切です。巡回指導で指摘が多い項目を知り、ご自分の事業所をチェックすることで、事業所内のレベルアップを図っていきましょう。今回は、「日常点検」をみてみましょう。

大型車の日常点検項目に「ディスク・ホイールの取付状態」の欄がありますか？ 車輪脱落事故防止のため、ホイール・ナットに related 点検項目が追加されています。

＜ 日常点検表の例 ＞

登録番号または車番	平成〇〇年〇〇月〇〇日 天候
運転者(点検者)	整備管理者 〇〇 〇〇

日常点検項目				
点検項目	点検内容	良 否	点検項目	点検内容
原動機	冷却水の量(※)	レ	ブレーキ	踏みしろ及び効き
	ファンベルトの張り	レ		ブレーキ液の量
	損傷(※)	レ		空気圧力
	エンジン・オイルの量(※)	レ		バルブからの排気音
灯火装置	点灯又は点滅具合	レ		
方向指示器	汚れ、損傷	レ		
タイヤ	ディスク・ホイールの取付状態	レ	ウィンドウ	ウォッシュ液量及び
	空気圧	レ	ツシヤ及び	噴射状態(※)
	亀裂、損傷	レ	ワイパ	ワイパーの払拭状態(※)
	異常摩耗	レ	原動機	かかり具合・異音(※)
	溝の深さ	レ		低速及び加速の状態(※)
バッテリー	バッテリー液の量(※)	レ	運行において異常が認められた箇所	レ
エア・タンク	凝水	レ	運行可否の決定結果	可 否

(注) (※)印の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

(ポイント)

- ※ 最大積載量5t以上、車両総重量8t以上の自動車の場合、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検が必要です。「ディスクホイールの取付状態」に関する点検項目が無い場合、巡回指導では「否」の判定をさせていただきます。
- ※ 整備管理者の方は、運転者(点検者)に対して、「具体的な点検方法」を十分に教育するとともに、日常点検を実施したら日常点検表に記録し、整備管理者に点検結果を報告するよう指導してください。具体的な点検方法は、「自動車の点検及び整備に関する手引(告示)」で決められています。
(国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/tebiki.html>)
- ※ 整備管理者の方は、運行可否の決定をしたときは、日常点検表の整備管理者欄に必ず押印してください。押印がない場合、巡回指導では「否」の判定をさせていただきます。

トレーラ(シャーシ)も日常点検が必要です。連結状態での確認も忘れずに！

(ポイント)

- ※ トラクタ、トレーラそれぞれについて点検するとともに、連結後の確認が必要です。
- ※ トレーラの日常点検表の記録が無い場合、巡回指導では「否」の判定をさせていただきます。

適正化だより

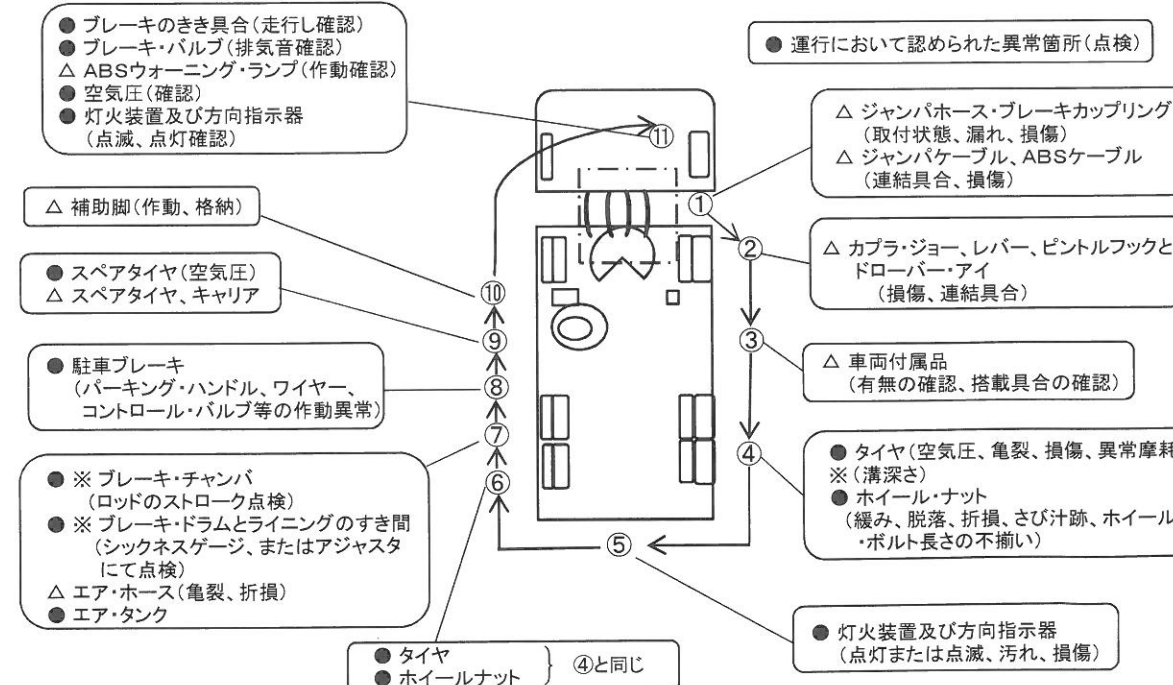
※ 一般社団法人日本自動車車体工業会トレーラ部会が作成した「トレーラサービスマニュアル」による「連結状態での日常点検項目」です。参考にしてください。

＜ 参 考 ＞

点検項目	点検箇所	点 検 内 容
ブレーキ (制動装置)	ブレーキの効き具合	● 乾燥路をゆっくり走行しブレーキペダルを踏み、効き具合に異常はないか。
	ブレーキ・バルブ	● ブレーキペダルを踏み、放したときのブレーキ・バルブからの排気音に異常はないか。
	駐車ブレーキ	● ハンドル方式のものは、ワイヤの引きしろに異常はないか。 スプリング・ブレーキ方式のものにあっては、コントロール・バルブを操作し、スラック・アジャスタの作動に異常はないか。
	エア・タンク	● 凝水はないか。
	エア・タンク・ドレンコック	△ 漏れはないか。
	エア・ホース	△ エア漏れ及び亀裂、損傷はないか。
	ABSウォーニング・ランプ	△ キャブ内トレーラ用ABSウォーニング・ランプの点灯、消灯に異常はないか。
	空気圧	● 空気圧は、正常に上がるか。(キャブ内、圧力計にて確認)
	ブレーキ・チャンバ	● ※ブレーキ・チャンバのロッドのストロークに異常はないか。
	ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間	● ※隙間に異常はないか。(手動調整式のもので点検孔の有るものはシクネス・ゲージで、無いものはアジャスタにより点検)
車輪 (走行装置)	タイヤ	● 空気圧は適正か。(スペアタイヤについては、必要に応じて点検) ● 亀裂、損傷はないか。 ● 異常な摩耗はないか。 ● ※溝の深さは十分か。
	ホイールディスクの取付状態(ホイール・ナット関連)	● 緩み、脱落、折損等の異常はないか。 ● 付近にさび汁が出た痕跡はないか。 ● ホイール・ナットから突き出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。
	スペアタイヤ	△ 取付状態に異常はないか。
	連結状態 (連結装置)	△ 連結状態に異常はないか。 △ 連結状態に異常はないか。漏れ、損傷はないか。 △ 連結状態に異常はないか。漏れ、損傷はないか。 △ 連結状態に異常はないか。損傷はないか。 △ 連結状態に異常はないか。損傷はないか。
その他	補助脚	△ 作動に異常はないか。内筒の格納状態に異常はないか。 操作ハンドルは正規の位置に格納されているか。
	△ 車両付属品	△ 搭載状態に異常はないか。

運行において異常が認められた箇所 △ 当該箇所には異常はないか。
(注) ●印は法定点検項目、△印はメーカー指定点検項目、※印はトレーラの走行距離や運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよい。

＜ 日常点検の順序 ＞



適正化だより

～今後のGマーク取得のために (No. 6)～ 加点が期待できる項目は早めに対応しましょう！

本年7月から「平成25年度安全性優良事業所（Gマーク）」の申請が始まります。

巡回指導による評価項目「安全性に対する法令の遵守状況（配点40点）」については、事業所内での日頃の運行管理・車両管理への取り組みが重要になりますが、評価項目のうち「安全性に対する取組の積極性（配点20点）」については、早期に対応しておくことで確実に加点が期待できます。

以下の項目については、早めに準備を進めておきましょう。

ご不明な点がありましたら、適正化事業部までお問い合わせください。

1. 定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故、違反実態を把握して、個別指導に活用しているか。 (2点)

(判断基準)

- ①か②のいずれかを満たした状況が確認できれば加点の対象になります。
- ①過去1年以内（平成24年7月2日～平成25年7月1日）において、選任運転者の3割以上
- ②過去3年間（平成22年7月2日～平成25年7月1日）において、全ての選任運転者

(ポイント)

- ※ 「運転記録証明書」については、自動車安全運転センターが発行する過去5年間又は過去3年間の交通違反、交通事故、運転免許の行政処分の記録についての証明が必要となります。
- ※ 証明書の発行日が上記期間内のものに限られます。
- ※ 運転記録証明書の取得にあたり、神ト協会員は「助成金」が利用できます。助成金の利用にあたっては、事業部交通環境課にお尋ねください。

2. 特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させているか。 (2点)

(判断基準)

- ①か②のいずれかを満たした状況が確認できれば加点の対象になります。
- ①過去1年以内（平成24年7月2日～平成25年7月1日）において、特定の運転者以外の運転者のうち、「適性診断（一般診断）」の受診者数が、全ての選任運転者数の3割を超えていること。
- ②過去3年間（平成22年7月2日～平成25年7月1日）において、全ての選任運転者が「適性診断（一般診断）」又は「適性診断（特定診断）」のいずれかをもれなく受診していること。

(ポイント)

- ※ 損害保険会社等の行う自己診断や自己チェックのみで結果の出る簡易診断（○×記入式やインターネットによるもの）は、加点の対象になりません。
- ※ 「特定の運転者」とは、事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者を指します。
- ※ 「適性診断（特定診断）」とは、特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断、適齢診断のことをいいます。
- ※ 神ト協では、適性診断（一般診断）を受診していただくため、可搬型運転操作検査機（アクセスチェッカー・ミニ）を無料で貸し出しています。ご利用ください。
- ※ 適性診断（一般診断、初任診断、適齢診断）の受診にあたり、神ト協会員は「助成金」が利用できます。助成金の利用にあたっては、事業部交通環境課にお尋ねください。

適正化だより

3. 外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣しているか。 (2点)

(判断基準)

- ①過去1年間（平成24年7月2日～平成25年7月1日）において、1回以上実施した状況が確認できれば加点の対象になります。
- ②選任運転者以外の当該事業所の従業員（運転者を指導する管理職相当の者を含む。）が出席している場合も加点の対象になります。（ただし、加点は1点です。）

(ポイント)

- ※ 自社（事業所）以外の外部の研修機関（警察署、労働基準監督署、陸災防、トラック交通共済協同組合、民間会社の研修施設など）が主催する交通事故防止に関する研修に運転者等を派遣しているかが判断されます。事故防止に関する研修が対象となっているので、フォークリフト、クレーン・建設機械車両等の研修、荷扱、荷卸作業、積み付け、構内作業・ISO等品質等に関する内容は加点の対象になりません。
- ※ カリキュラム等研修内容により判断されますので、具体的な研修内容（安全運転講習、省エネ運転講習、事故防止講習など）が判る資料が必要です。修了証等のみによる提出の場合、研修内容が明記されていないものは加点の対象になりません。
- ※ 各種法令等により受講義務のある研修は、加点の対象になりません。
- ※ 神ト協では、加点の対象となる各種講習（エコドライブ講習、安全教育リーダー養成講座など）を開催しています。会員事業者の方はご利用ください。

4. 事業所内で、輸送の安全に関する安全対策会議（交通事故防止に関するQC活動を含む）を定期的実施しているか。 (3点)

(判断基準)

- ①か②のいずれかを満たした状況が確認できれば加点の対象になります。
- ①過去1年間（平成24年7月2日～平成25年7月1日）において2回以上実施
- ②過去3年間（平成22年7月2日～平成25年7月1日）において毎年1回実施

(ポイント)

- ※ 事業所内において、選任運転者等を対象に交通事故防止に関するQC活動や小グループ安全活動の定期的な取り組みから判断されます。
- （具体例）グループによる危険予知訓練（KYT）など
- ※ QC活動とは、小規模のグループ活動により、問題点について原因の究明、改善策の検討、実行の成果等を実証することにより、問題の解決を図ることを目的とした活動を指します。
- ※ 国土交通省告示第1366号（指導監督指針）に基づく指導教育、品質向上や構内作業、積荷等交通事故防止に直接関わりのない会議や活動等の内容は、加点の対象になりません。
- ※ 事業所内における定期的な会議等の開催が評価されるので、同一種類の定期的な開催が確認できれば加点の対象になりません。また、同一内容の会議等をメンバーを分けて2回開催したものは合わせて1回としてカウントされますので、必ず異なる内容の会議の開催状況を提出していただきます。

安全対策会議	1回	+	KYT活動	1回	=	不可	×
危険予知活動	1回	+	ヒヤリ・ハット活動		=	不可	×
安全対策会議	1回	+	安全対策会議	1回	=	可	○

適正化だより

～今後のGマーク取得のために (No. 7)～ 事業計画の変更には手続きが必要です

Gマークの申請にあたっては、自動車車庫や休憩・睡眠施設の変更、事業用自動車の増減など、事業計画に変更があった場合、貨物自動車運送事業法に基づく認可申請や届出が適正に行われていることが前提要件です。

以下の項目をチェックして頂き、手続きがされていない場合には、速やかに運輸支局に必要書面を提出し手続きを行ってください。

また、Gマーク取得の有無にかかわらず、事業計画を変更する際には所要の手続きが必要です。

ご不明な点がございましたら、適正化事業部または事業部までお問い合わせください。

1. 主たる事務所の名称又は位置に変更はないか。

【事後届】

(ポイント)

※ 通常、営業所が1ヶ所の場合は主たる事務所と営業所が同一場所であることが多いですが、営業所とは別に運送事業の経営の管理を行う場所がある場合はその場所が主たる事務所となります。主たる事務所を変更した際は、遅滞なく届出する必要があります。

(提出書面など)

・事業計画変更届出書

2. 営業所の名称又は位置に変更はないか。

【事後届】【事前認可】

(ポイント)

※ 営業所を地方運輸局長が指定する区域内（神奈川県の場合は市町村の行政区画）において位置を変更した場合は、遅滞なく届出する必要があります。

※ 営業所を地方運輸局長が指定する区域外へ位置を変更する場合や、新たに新設する場合等は事前に認可を受ける必要があります。通常、認可までに1～2ヶ月程度かかります。

※ 都市計画法や建築基準法、農地法などの関係法令に抵触していないこと。

(提出書面など)

・事業計画変更届出書（事後届の場合）又は事業計画変更認可申請書（事前認可の場合）
・営業所の案内図、見取図、平面（求積）図
・営業所の使用権原を証する書面
不動産登記簿謄本、賃貸借契約書（契約期間1年以上等）の写し等
・農地法、都市計画法などの関係法令に抵触しない旨の宣誓書

3. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。

【事前届】

(ポイント)

※ 増車、減車により車両数を変更する場合は、増車・減車の実施予定日の5日前までに運輸支局に書面を提出します。

※ 増車に伴い、車庫の収容能力（面積等）の拡大が必要な場合には、事前に車庫の収容能力を変更するための認可を受ける必要があります。

(提出書面など)

・事業計画変更届出書
・事業用自動車連絡書、手数料納付書
・車両の使用権原を証する書面（提示のみ）
車検証、車両の売買契約書等

適正化だより

4. 自動車車庫の位置又は収容能力に変更はないか。

【事前認可】

(ポイント)

※ 車庫の位置、収容能力（面積）を変更する際には、事前に認可を受ける必要があります。

通常、認可までに1～2ヶ月程度かかります。

※ 車庫は、原則、営業所に併設されていること。

営業所に併設できない場合、営業所と車庫の距離は、営業所を横浜市及び川崎市に設置する場合は20km以内、その他の地域（神奈川県内）に設置する場合は10km以内にあること。

※ 都市計画法や建築基準法、農地法などの関係法令に抵触していないこと。

(提出書面など)

・事業計画変更認可申請書
・車庫の案内図、見取図、平面（求積）図
・車庫の使用権原を証する書面
不動産登記簿謄本、賃貸借契約書（契約期間1年以上等）の写し等
・農地法、都市計画法などの関係法令に抵触しない旨の宣誓書
・車庫前面道路の道路幅員証明書（前面道路が国道の場合は不要）
・行政処分を受けたことがない旨の宣誓書

5. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置又は収容能力に変更はないか。

【事前認可】

(ポイント)

※ 休憩・睡眠施設の位置又は収容能力（面積）を変更する際には、事前に認可を受ける必要があります。

通常、認可までに1～2ヶ月程度かかります。

※ 都市計画法や建築基準法、農地法などの関係法令に抵触していないこと。

(提出書面など)

・事業計画変更認可申請書
・休憩睡眠施設の案内図、見取図、平面（求積）図
・休憩睡眠施設の使用権原を証する書面
不動産登記簿謄本、賃貸借契約書（契約期間が1年以上必要）の写し等
・農地法、都市計画法などの関係法令に抵触しない旨の宣誓書

6. 届出事項（事業者の名称、住所、役員など）に変更はないか。

【事後届】

(ポイント)

※ 変更を行った際は、遅滞なく届出する必要があります。

※ 代表権を有しない役員又は社員に変更があった場合は、前年7月1日から6月30日までの間における変更について、毎年7月31日までに届出をする必要があります。

・事業者の氏名、名称又は住所の変更

(提出書面)

・施行規則第44条第1項の届出書

・法人事業者の役員又は社員の変更

(提出書面など)

・施行規則第44条第1項の届出書

・欠格事由に該当しない旨の宣誓書（新役員、新社員全員が1枚ずつ必要）

◆各種申請様式は、神ト協ホームページからダウンロードできますので、詳細については事業部までお願いします。

適正化だより

～今後のGマーク取得のために (No. 8)～ 運行管理体制をチェックしてみよう！

これからの貨物自動車運送事業は、今まで以上に“安全性”の視点から事業者が選ばれる時代です。Gマーク（安全性優良認定事業所）を取得するには、事業場内での日々の取り組みが大切です。

巡回指導で指摘が多い項目を知り、ご自分の事業所をチェックすることで事業所内のレベルアップを図っていきましょう。

今回は、巡回指導でも指摘が多い「定期点検整備」についてみてみましょう。

自動車メーカーでは、使用者によって適切に保守管理がなされることを前提として自動車を製作しています。とくに事業用自動車については、顧客の財産を預かり事業を行っていることから、より高いレベルでの安全性が求められていますので点検整備は重要です。

1. 定期点検整備の実施計画表を作成してください。

（ポイント）

※ 点検整備の実実施計画を立てるのは「整備管理者が行う法定業務のひとつ」です。

【根拠法令 道路運送車両法施行規則第32条】

※ 営業所に配置するすべての事業用自動車について計画を立て、点検整備を行ったら「実施日」を記録し、常に実施状況を把握することが大切です。

※ 事業用自動車の定期点検整備の実施時期は、「3月ごと」です。

「3月ごとに」とは、前回の点検から「3ヶ月以内に」という意味になります。

【根拠法令 道路運送車両法第48条】

事業用自動車の定期点検整備計画(実施)表 (例)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
横浜〇〇あ1234	予定			○8			◎10			○6			○11	
	実績			8日印			10日印							
横浜〇〇い5678	予定		○10			◎8			○20			○3		
	実績		12日印			7日印						◎15		
横浜〇〇あ4321	予定		○13			◎25			○13			◎13		
	実績		13日印			25日印								
横浜〇〇い8765	予定	○17			◎12			○20		○19				
	実績	17日印			15日印			18日印						
.	予定													
	実績													

記入要領：3月ごとの定期点検「○」12月ごとの定期点検◎
印：実施者の印(又はサイン)

2. 点検すべき項目は、法令（自動車点検基準）で決められています。

（ポイント）

※ 「点検」とは、自動車の構造装置又は装置の機能が正常であるかどうかを確認することをいい、「整備」とは、給油脂、部品交換、修理その他の自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち、又は正常に復すための行為をいいます。

適正化だより

※ 3ヶ月点検・12ヶ月点検ともに「自動車点検基準」で点検項目が決められています。

【根拠法令 自動車点検基準 別表第3（トレーラにあっては、別表第4）】

※ 具体的な点検整備の方法は「自動車の点検及び整備に関する手引き」（国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/tebiki.html>）を参照してください。

※ 特種な構造・装置を装着した自動車や、走行距離が多いなど使用の状況が厳しい場合（いわゆるシビアコンディション）には、自動車点検基準に示されていない点検（メーカーなどが発行する点検整備の情報を参考として行う点検）が必要になってきます。

具体的な項目については、自動車販売店（大型ディーラーなど）で確認してください。

※ 点検整備を行うには、専門的な知識、設備や工具等が必要です。

自社において、適切な点検整備ができない場合には、専門業者（認証工場）に依頼してください。

※ 分解整備（動力伝達装置や制動装置などを取り外して行う整備）を伴う場合には、認証工場に依頼し、整備終了後、認証工場から「分解整備記録簿」を受け取ってください。

3. 点検整備記録簿の記載事項は、法令で決められています。

（ポイント）

※ 記載事項に漏れがないか確認してください。記載事項は、次のとおりです。

- ①点検の年月日 ②点検の結果 ③整備の概要 ④整備を完了した年月日
- ⑤自動車登録番号 ⑥点検時の総走行距離
- ⑦点検（整備）を実施した者の氏名又は名称及び住所

【根拠法令 道路運送車両法第49条 自動車点検基準第4条】

4. 点検整備記録簿の写し（コピー）をとり、営業所で保存してください。

点検整備記録簿は、自動車に備え置くことが法令（道路運送車両法）で義務付けられており、国が監査を行う際に定期点検の実施状況や記録簿の記載・保存の状況を確認することができないこと、また、整備管理者が適切に車両管理を行うためには、営業所において何時でも記録が参照できることが望ましいため、点検整備記録簿の写し又はこれと同等と認められるものを営業所でも保存するよう所要の改正が行われています。

（ポイント）

※ 営業所に配置する全ての事業用自動車の点検整備記録簿の写し（コピー）を、自動車ごとに取りまとめ、営業所で保存してください。

保存期間は、1年間です。

自動車ごとに、直近の3ヶ月点検3回分、12ヶ月点検1回分の4回分の保存が必要です。

※ 巡回指導において、点検整備記録簿の写し（コピー）が無く、定期点検の実施状況が1台でも確認できない場合には、「否」と判定します。

適正化だより

～今後のGマーク取得のために (No.9)～ 運行管理体制をチェックしてみよう！

これからの貨物自動車運送事業は、今まで以上に“安全性”の視点から事業者が選ばれる時代です。Gマーク（安全性優良認定事業所）を取得するには、事業場内での日々の取り組みが大切です。

巡回指導で指摘が多い項目を知り、ご自分の事業所をチェックすることで事業所内のレベルアップを図っていきましょう。

今回は、「運輸安全マネジメント」についてみてみましょう。

1. 「運輸安全マネジメント」は、全ての運送事業者には義務付けられています。

（ポイント）

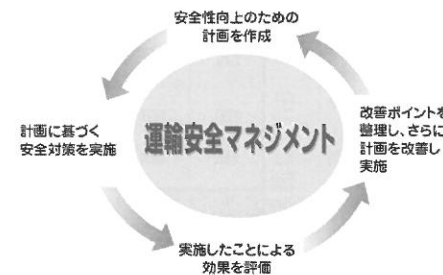
※ 保有車両数にかかわらず、全ての運送事業者が「経営トップから現場の運転者にいたるまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めること」とされています。【根拠法令 貨物自動車運送事業法 第15条】

※ 一定規模以上の事業者には「安全管理規程の作成、安全統括管理者の選任」などが義務付けられます。

■運輸安全マネジメントとは

- ①安全性向上のための計画を作成し（Plan）
- ②計画に基づく安全施策を実施（Do）
- ③実施したことによる効果を評価（Check）
- ④改善ポイントを整理し、さらに計画を改善し実施する（Act）

という手順を継続的に繰り返す（PDCAサイクル）ことによって、輸送の安全のレベルアップを図ろうとするものです。



2. 経営トップは、輸送の安全が第一であることを常に考え、「事故防止のための安全方針」を作り、率先して会社内に広めましょう。

（ポイント）

※ 容易に社員に周知できるよう、できるだけ簡明なものにしましょう。

■安全方針とは

経営トップが事業における「輸送の安全の確保」の基本理念を打ち出し、安全への取組を決意し、その意思を表わすものです。少なくとも、①関係法令等の遵守、②安全最優先の原則、③安全管理体制の継続的改善を盛り込むことが望まれます。

（安全方針の例）

- 輸送の安全は我が社の根幹
- 安全は最大の顧客満足
- 安全は業務の基本動作
- 無理な運行は しない させない

3. 安全方針に基づいて、事故防止のための具体的な目標や計画を作りましょう。

（ポイント）

※ 抽象的な目標でなく、事後的に検証できる「数値目標」がベストです。社員がイメージしやすく、輸送の安全性に関する意識の向上に資するものとしてください。

適正化だより

※ 実現不可能なものとならないよう、自社の実情に応じて作成することが大切です。

（目標の例）

- 人身事故ゼロ／物損事故半減
- 飲酒運転、速度超過の撲滅
- 重大事故ゼロ
- 社員全員ゴールド免許を取得
- Gマーク取得
- 追突事故ゼロ／交差点事故ゼロ

（計画の例）

- ヒヤリハット情報の報告会を定期的の実施
- 出庫点呼の際に唱和
- ドライバー教育での安全指導
- 運転適性診断の受診と活用
- タコチャート紙の日々の分析と指導
- ドライブレコーダーの導入

4. 事業所での取組状況を掲示物等で公表しましょう。

（ポイント）

※ 毎事業年度の経過後100日以内に、①から③までを掲示物、インターネット等で公表しなければなりません。

- ①輸送の安全に関する基本的な方針
- ②輸送の安全に関する目標及びその目標の達成状況
- ③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）

【根拠法令 貨物自動車運送事業輸送安全規則 第2条の8、国土交通省告示第1091号】

（掲示物の作成例）

我が社の 平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

「運輸安全マネジメント」

の取組み

- 1 事故防止のための安全方針
「輸送の安全は我が社の根幹」
- 2 社内への周知方法
社内・営業所内への掲示、点呼の際の唱和励行、HPへの掲載
- 3 輸送の安全方針に基づく目標
平成25年度の安全目標
人身事故「ゼロ」、物損事故の半減
- 4 目標達成のための計画
平成25年度の安全計画
安全教育計画／ヒヤリハット情報の報告会の実施
安全車両導入計画／ドライブレコーダーの計画導入
- 5 輸送の安全に関する情報交換方法
輸送の安全に関する意見交換会を運転者等と定期開催する
- 6 輸送の安全に関する反省事項
平成25年度の中間期に内部チェックを実施、問題点等を掲示する
- 7 反省事項に対する改善方法
問題点等の具体的な改善方法は、社内・営業所内に掲示する

●輸送の安全に関する目標達成状況＜前年度＞

平成24年度／人身事故件数の目標「0」	結果／人身事故 0 件
物損事故・酒気帯び運転／物損 2 件	結果／酒気帯び 0 件
自動車事故報告規則に規定する事故	0 件

●事故に関する情報

平成24年度／重大事故件数 0 件

平成25年 4月1日作成

会社名（営業所名）
神ト協運輸 株式会社
新横浜営業所

代表取締役
安全太郎

貴社にふさわしい「運輸安全マネジメント」を、経営トップが中心となり全社一丸となって実施してください。

適正化だより

平成25年度「適正化研修会」(第3回・第4回)を開催いたします

適正化事業に対する理解を深め、またトラック運送事業者の法令遵守の推進の一助として最近の行政の動向を周知頂くため、7月に開催いたしました「適正化研修会」を今回は、相模原・県央ブロックの会員事業者を対象に、9月18日(水)及び24日(火)に、以下の会場にて開催いたします。

【第3回】9月18日(水) 小田急ホテルセンチュリー相模大野(相模原市南区相模大野3-8-1)

【第4回】9月24日(火) グランドホテル神奈中平塚(平塚市八重咲町6-18)

【研修内容】

1. 速報制度と監査方針、行政処分基準の改正について 関東運輸局 神奈川運輸支局 監査担当官 殿
2. 書面化推進等トラック業界に係る取組について 関東運輸局 神奈川運輸支局 貨物担当官 殿

【定員】

【第3回】170名

【第4回】120名

先月末に、対象の会員事業者には、FAXにてご案内をお送りしておりますが、申込状況によっては、既に定員に達している場合もございます。

申込期日前で定員に達した場合は、申込みを締め切らせて頂きますので、ご了承ください。

その場合は、適正化ホームページ(<http://www.kta.or.jp/tekisei/index.html>)にて、受付状況をお知らせしておりますので、ご確認ください。

平成25年度「適正化研修会」(第1回・第2回)が開催されました

今年度「適正化研修会」は4回開催をいたしますが、去る7月19日(金)及び23日(火)に、神奈川県トラック会館7階において、川崎・横浜・県南ブロックの会員事業者を対象に開催いたしました。

研修会では、関東運輸局及び神奈川運輸支局に講師をお願いし、始めに、監査担当官の方より今年度10月より施行の予定で新たに創設される「速報制度」、併せて「自動車運送事業の監査方針、行政処分基準」等の改正案について解説を頂いた後、次に、貨物担当官より、新たに策定する「トラック運送業における書面化推進ガイドライン(仮称)」について、またそれに伴う「運送引受書交付の義務付け」など安全規則の一部改正(案)等について、資料を参考に説明をして頂きました。

多数の聴講を頂いて、事後のアンケートでは「非常に参考になった。」とのご感想を多く頂きましたが、限られた時間の解説であったため、「解説としては不十分。理解に足りない。」とご意見も頂きました。

今後の研修会の参考として、貴重なご感想・ご意見を多数ありがとうございました。



適正化だより

～今後のGマーク取得のために(No.10)～ 運行管理・車両管理体制をチェックしてみよう!

これからの貨物自動車運送事業は、今まで以上に“安全性”の視点から事業者が選ばれる時代です。Gマーク(安全性優良認定事業所)を取得するには、事業所内での日々の取り組みが大切です。

来年7月(平成26年度)のGマーク申請に向けて、事業所内の運行管理・車両管理体制をチェックするとともに、Gマーク評価項目の一つである「安全性に対する取組の積極性(自認事項11項目)」(事業所内の取組状況を書類で提出)についても準備を進めていきましょう。

今回は、巡回指導で指摘が多い「健康診断」と、自認事項11項目から「外部の研修機関等への運転者等の派遣」をみてみましょう。

健康診断の実施

事業者は、乗務員の健康状態の把握に努めるよう定められていることから、乗務員(運転者)に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。

【根拠法令 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項】

※巡回指導では、調査対象者の1名でも健康診断の受診が確認できない場合には、「否」と判定いたしますのでご注意ください。

(健康診断の種類)

健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
雇入時の健康診断	常時使用する労働者	雇入れの際
定期健康診断	常時使用する労働者 (次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
特定業務従事者の健康診断	労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務(深夜業等)に常時従事する労働者	左記業務への配置換えの際、 6月以内ごとに1回

(チェックポイント)

◆雇入れ時(採用時)に健康診断を受診させているか。

【根拠法令 労働安全衛生規則第43条】

※常時使用する労働者(運転者)を雇入れる直前又は直後に実施する必要があります。

※「常時使用する労働者」とは、次の①及び②の要件を満たす者であり、この要件を満たせばパート(短時間労働者)の方も該当します。

①使用期間

- ・一般業務従事者は、1年以上使用される予定の者
- ・特定業務従事者(深夜業従事者等)は、6月以上使用される予定の者

②労働時間数

- ・同種の業務に従事する労働者の1週間の所定労働時間の3/4以上であること
なお、同種の業務に従事する労働者の1週間の所定労働時間の3/4未満である労働者であっても、概ね1/2以上である者も健康診断の実施が望ましいとされています。

適正化だより

◆定期健康診断を「1年以内ごとに1回」受診させているか。
深夜業を含む業務に常時従事する運転者に対しては「6か月以内ごとに1回」受診させているか。

【根拠法令 労働安全衛生規則第44条 45条】

※「深夜業」とは、午後10時から午前5時までの間における業務に従事することを指し、「従事する」とは、深夜業の業務が「6か月を平均して月4回以上」であることが要件です。

◆診断項目に漏れがないか。

【根拠法令 労働安全衛生規則第43条 44条 45条】

(健康診断項目)

雇入れ時の健康診断	定期健康診断・特定業務従事者の健康診断
① 既往歴及び業務歴の調査	
② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
③ 身長、体重、胸囲、視力及び聴力の検査	
④ 胸部エックス線検査	④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
⑤ 血圧の測定	
⑥ 貧血検査（血色素量及び赤血球数）	
⑦ 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）	
⑧ 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）	
⑨ 血糖検査	
⑩ 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）	
⑪ 心電図検査	

※雇入れ時の健康診断では、健康診断項目の省略は出来ません。

一般定期健康診断では、基準に従って医師が必要でないと認めるときは一部省略することが可能です。

◆健康診断記録簿を、5年間保存しているか。

【根拠法令 労働安全衛生規則第51条】

《健康診断の結果に基づく事後措置について》

本人の健康保持のため必要があるときは、事業者は医師等の意見を勘案して、労働者の就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な措置を講じなければなりません。

また、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要のある労働者には、医師や保健師による保健指導を行うように努めなければなりません。

適正化だより

安全性に対する取組の積極性（自認事項）

◆外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣しているか？（配点 2点）
自社（事業所）以外の外部の研修機関等が主催する交通事故防止に関する研修に運転者等を派遣しているかによって判断されます。

【判断基準】

平成25年7月2日～平成26年7月1日の間に、1回以上派遣した状況が確認できれば加点の対象になります。

■選任運転者が研修を受講 → 2点付与

■選任運転者以外の従業員が研修を受講 → 1点付与

※Gマーク申請時に提出された書類により判断基準を満たした場合に加点されます。

※外部研修機関としては、

①警察署 ②労働基準監督署 ③トラック協会 ④陸上労働災害防止協会（陸災防）

⑤安全運転中央研修所 ⑥トラック交通共済協同組合 ⑦民間会社の研修施設

などがあります。

※交通事故防止に関する研修具体例としては、

①安全運転講習 ②省エネ運転講習 ③事故防止講習 ④タイヤ特性講習 ⑤運転者技能講習

⑥点検整備講習

などがあります。

※神ト協では、会員事業者を対象に「Gマーク加点対象となる研修会」を開催しています。

ご利用ください。

①ドライバー向けエコドライブ講習会 ②エコドライブリーダー養成講座

③安全教育リーダー養成講座 ④運転者スキルアップ講習 ⑤運輸安全マネジメント実践講座

※適性診断活用講座（事故対）、安全運転管理者等講習なども加点の対象です。

※フォークリフト研修、荷扱、荷卸作業、積み付け、積込、構内作業、ISO等品質等に関する内容は、加点の対象になりません。

【Gマーク申請に向けての準備】

①具体的な研修内容が判る資料（研修実施記録、研修報告書、研修資料、研修受講票、修了証など）が必要になります。

②研修実施記録等には、いつ（日付）、どこで（場所）、誰を対象に（出席者）、どのような内容（研修内容）であるか、を明記してください。

③研修修了証や受講証に具体的な研修内容が記載されていない場合は、研修カリキュラムや当日の資料等、研修内容が判る資料を保管しておいてください。

※評価項目「外部の研修機関主催の研修会への運転者等の派遣」は、いまから準備を進めることで確実に加点が期待出来ます。

ご不明な点がございましたら適正化事業部までお問合せください。

適正化だより

～今後のGマーク取得のために (No. 11)～ 運行管理・車両管理体制をチェックしてみよう！

これからの貨物自動車運送事業は、今まで以上に、“安全性”の観点から事業者が選ばれる時代です。Gマーク（安全性優良認定事業所）を取得するには、事業所内での日々の取り組みが大切です。

来年7月（平成26年度）のGマーク申請に向けて、事業所内の運行管理・車両管理体制をチェックするとともに、Gマーク評価項目の一つである「安全性に対する取組の積極性（自認事項11項目）」（事業所内の取組状況を書類で提出）についても準備を進めていきましょう。

今回は、巡回指導で指摘が多い「特定の運転者に対する特別な指導及び適性診断」と、自認事項11項目から「適性診断（一般診断）の計画的な受診」をみてみましょう。

特別な指導及び適性診断

- ◆貨物運送事業者は、特定の運転者に対して「特別な指導」を行うとともに、国土交通大臣が認定する「適性診断」を受診させなければなりません。

【根拠法令 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項】

（ポイント）

※特定の運転者とは「事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者」のことをいい、告示により「行うべき指導（内容）と適性診断（種類）」が定められています。

具体的な指導内容（「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（最新版）」）については、適正化ホームページをご覧ください。

<http://www.kta.or.jp/tekisei/joumuinnkyouiku/shidoushishinn.pdf>

※神ト協・神交共では、事業者に代わって「初任運転者・事故惹起運転者に特別な指導を行う講習会（初任運転者講習等）」を開催しています。ご利用ください。

（1）事故惹起運転者に対する指導と適性診断

- ア 死亡・重傷事故を引き起こした者
- イ 軽傷事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある者

指導内容

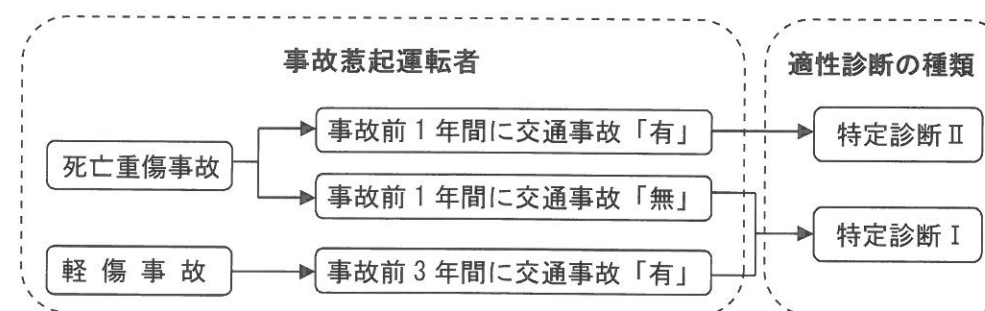
- ①トラックの運行の安全の確保に関する法令等
- ②交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策
- ③交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ④交通事故を防止するために留意すべき事項
- ⑤危険の予測及び回避
- ⑥安全運転の実技

※指導時間：①～⑤まで合計6時間以上実施。⑥については可能な限り実施。

※実施時期：事故後、再度トラックに乗務する前に実施。但し、やむを得ない場合には、乗務を開始した後1か月以内に実施。

※適性診断（特定診断Ⅰ・特定診断Ⅱ）の受診

適正化だより



（2）初任運転者に対する指導と適性診断

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者

（但し、自社において初めてトラックに乗務する前の3年間に他の貨物運送事業者で運転者として常時選任されていたことがある場合を除く。）

指導内容

- ①トラックの安全な運転に関する基本的事項
- ②トラックの構造上の特性と日常点検の方法
- ③交通事故を防止するために留意すべき事項
- ④危険の予測及び回避
- ⑤安全運転の実技

※指導時間：①から④まで合計6時間以上実施。⑤については可能な限り実施。

※実施時期：雇入れ後の初乗務前に実施。但し、やむを得ない事情がある場合には乗務を開始した後1か月以内に実施。

※適性診断（初任診断）の受診

◆初任運転者の事故歴の把握

新たに雇入れた運転者については、雇い入れる前過去3年間の事故歴を把握する。

→ 無事故無違反証明書又は運転記録証明書（自動車安全運転センター交付）により把握

◆特定・適齢診断受診者のみなし特例

- ①新規採用運転者が事故惹起運転者に該当した場合及び事故惹起運転者に該当し、かつ65歳以上である場合には、特定診断Ⅰまたは特定診断Ⅱの受診によって、それぞれ初任・適齢診断を受診したものとみなすことができる。
- ②運転者として新たに雇い入れた者が65歳以上である場合には、適齢診断を受診させることをもって、初任診断を受診させたものとみなすことができる。

（3）高齢運転者（65歳以上）に対する指導と適性診断

指導内容

適性診断（適齢診断）の結果を踏まえ、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

※実施時期：適性診断（適齢診断）の結果が判明した後、1か月以内に実施。

※適性診断の受診時期は65歳に達した日以降1年以内に受診。その後3年以内ごとに受診。

適正化だより

安全性に対する取組の積極性（自認事項）

- ◆特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させているか？
（配点 2点）
運転者の諸特性を明らかにする適性診断（一般診断）の受診の有無が判断されます。

【判断基準】

- ①か②のいずれかを満たした状況が確認出来れば、加点の対象です。
①平成25年7月2日～平成26年7月1日の1年間に、特定の運転者以外の運転者のうち、「適性診断（一般診断）」の受診者数が、すべての選任運転者数の3割以上であること
②平成23年7月2日～平成26年7月1日の3年間に、すべての選任運転者が「適性診断（一般診断）」又は「適性診断（特定診断）」を受診していること

（ポイント）

- ※「特定の運転者」とは、「事故惹起運転者・初任運転者・高齢運転者」のことをいいます。
※「適性診断（特定診断）」とは、「特定診断Ⅰ・特定診断Ⅱ・初任診断・適齢診断」のことをいいます。

※判断基準の算定方法

（例）

選任運転者数100名のうち、適性診断の受診者30名で特定診断の受診者5名の場合

$$\frac{\text{適性診断の受診者 30 名} - \text{特定診断の受診者 5 名}}{\text{すべての選任運転者数 100 名}} \times 100 = 25(\%)$$

⇒ 3割に満たないので ✕

※損害保険会社等の行う自己診断や自己チェックのみで結果の出る簡易診断（○×記入式やインターネットによるもの）は、加点の対象になりません。

※神ト協会員・神交共組合員は、適性診断受診に際し「交付金」が利用出来ます。

※神ト協では、適性診断（一般診断）を受診して頂くため、可搬型運転操作検査機（アクセスチェッカー）を無料で貸し出しています。ご利用ください。

【Gマーク申請に向けての準備】

- (1) 自動車事故対策機構等が発行する適性診断受診結果（診断結果票）を保管しておいてください。

※適性診断結果票は「受診日・受診者名・適性診断の種類（一般診断、初任診断、適齢診断等の別）」が判ることが必要です。

ご不明な点がございましたら適正化事業部までお問合せください。

適正化だより

平成25年度 第3回・第4回「適正化研修会」が開催されました

適正化事業に対する理解を深め、トラック運送事業者の経営改善及び法令遵守の推進の一助として頂くため、相模原ブロック・県央ブロックの会員事業者様を対象に、第3回研修会は、9月18日（水）に小田急ホテルセンチュリー相模大野にて、第4回研修会は、9月24日（火）にグランドホテル神奈中 平塚にて、延総勢127名の会員事業者様のご出席を頂き、開催いたしました。

研修会は、始めに、監査担当の方より10月より施行される「速報制度」、併せて「自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の改正案」について解説を頂いた後、貨物担当より、「書面化推進等トラック事業に係る取組」について資料を参考に説明をして頂きました。

事後のアンケートでは「このような研修会が開催されると大変勉強になる」というご感想を頂いた中に「最新の情報は出来るだけ早く伝達して欲しい」「すでに知っている内容が多かった」とのご意見も見受けられました。

次年度の研修会の参考として、貴重なご感想・ご意見を多数ありがとうございました。



適正化事業「個別相談（出張相談）」のご案内

適正化事業実施機関では、通常の巡回指導とは別に希望される事業者様を対象に、事業所を直接訪問する「個別相談（出張相談）」の機会を設けています。

現在、神奈川県では定期的に行う巡回指導について2年半に一度程度の巡回頻度となっておりますが、県内に複数の営業所をお持ちの事業者様や安全性評価事業の認定事業所等は巡回間隔が延びてしまい、法令の周知等が行き届かない事例が多く見受けられます。

これらのことから、定期的に行う巡回指導とは別に、「法令の遵守状況」や「安全性評価事業認定制度」等について、下記の要領にて個別相談（出張相談）を希望される事業者様を募集しています。この相談では事後の改善報告書の提出をお願いすることや巡回の評価をすることはございませんのでお気軽にご相談ください。

但し、お伺い出来る巡回指導員の人数にも限りがありますので、希望される時期等により指定日時の変更等をお願いすることもございますのでご承知置きください。

- ・個別相談（出張相談）申込要綱（詳細）については、適正化ホームページにてご確認ください。